

慶應義塾大学入学合格者認定試験問題（法務研究科）

2023年3月3日（金） 9:00 施行			
科目名	商法		
試験時間（正味） 40分	ペン書き指定 黒のみ	持 込	判例、書込、解説なし六法のみ可

以下の問（1）～問（8）に答えなさい。適用条文または根拠条文がある場合は、それも挙げる。また、見解の対立がある場合には、最高裁判例があればその見解に拠ること。（問（1）～問（8）の配点はすべて同一である。）

- (1) 公開会社でない株式会社（非公開会社）とは、どのような会社か。
  
- (2) 公開会社である甲株式会社の株主は、A、B および X の 3 名である。甲社は、2023 年 1 月 11 日、株主に対し、株主総会の日時、場所および議題（以下「本件議題」という）を記載した書面の招集通知を発送した上で、同月 18 日に株主総会（以下「本件株主総会」という）を開催し、本件議題について決議（以下「本件株主総会決議」という）を行った。本件株主総会には、A、B および X が自ら出席したところ、本件株主総会決議に際して、A、B および X は特段の異議を述べていなかった。ところが、2023 年 2 月、株主 X が訴えを提起して、本件株主総会決議の取消しを請求した。X の請求は認められるか。
  
- (3) 取締役会設置会社である甲株式会社には、A、B および C の 3 名の取締役がおり、そのうち C は、全く会社経営に関与していない名目だけの取締役である。甲社では、A および B にだけ招集通知を発送し、C には招集通知を発送しないまま、取締役会が開催され決議が行われた（以下「本件取締役会決議」という）。本件取締役会決議の効力について、どのように解されるか。
  
- (4) 甲株式会社は取締役会設置会社であり、その株主は A の 1 名である。甲社の取締役は、A、B および C の 3 名、代表取締役は A および B である。A は、B との間で、A が甲社に対して時価で自動車を売却する旨の売買契約（以下「本件契約」という）を締結した。なお、本件契約について、甲社の取締役会決議は行われていない。  
 A が本件契約の目的物である自動車を甲社に引き渡した上で、甲社に対して、本件契約に基づく債務の履行を請求してきたとき、甲社はそれに応じなければならないか。

- (5) ①取締役の対第三者責任を定める会社法 429 条 1 項の趣旨はどのようなものか。②同項にいう「悪意・重過失」とは、何についての「悪意・重過失」か。③同項の「第三者」には、間接損害を受けた株主も含まれるか。
- (6) 株式会社の取締役の経営判断の誤りが善管注意義務違反になるか否かは、どのような基準によって判断されるか。
- (7) 公開会社である甲株式会社が、株式の時価を著しく下回る払込金額で、株主割当て以外の方法によって募集株式の発行等をする場合は、どのような手続で募集事項を決定すべきか。また、その手続を欠いた場合、そのことは募集株式の発行等の無効原因に当たるか。なお、会社法 200 条が定める手続（募集事項の決定の委任）には言及しなくてよい。
- (8) 甲株式会社が代表権も代理権もない取締役 A に「会長」という肩書きの使用を認めていたところ、A が「甲株式会社取締役会長」の名で、B との間で売買契約（以下「本件契約」という）を締結した。B が甲社に対し、本件契約に基づく債務の履行を請求した場合（以下「本件請求」という）、甲社はそれに応じなければならないか。なお、B は、A が甲社の代表権・代理権を有しないことにつき、善意・無重過失であった。

以上